

## 第2 連結納税基本通達関係

平成15年2月28日付課法2-3ほか1課共同「連結納税基本通達の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

### 一 省略用語例

改 正 後	改 正 前
省 略 用 語 例	省 略 用 語 例
<p>連結納税基本通達において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示すものである。</p> <p>法 …………… 法人税法            令 …………… 法人税法施行令            規則 …………… 法人税法施行規則            措置法 …………… 租税特別措置法            措置法令 …………… 租税特別措置法施行令            通則法 …………… 国税通則法            通則法令 …………… 国税通則法施行令            耐用年数省令 …………… 減価償却資産の耐用年数等に関する省令  <u>耐用年数通達</u> …………… <u>昭和45年5月25日付直法4-25ほか1課共同</u>  <u>「『耐用年数の適用等に関する取扱通達』の制定について」</u></p>	<p>連結納税基本通達において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示すものである。</p> <p>法 …………… 法人税法            令 …………… 法人税法施行令            規則 …………… 法人税法施行規則            措置法 …………… 租税特別措置法            措置法令 …………… 租税特別措置法施行令            通則法 …………… 国税通則法            通則法令 …………… 国税通則法施行令            耐用年数省令 …………… 減価償却資産の耐用年数等に関する省令</p>

## 二 目 次

改 正 後	改 正 前
<p><b>第1章 総 則</b></p> <p>第1節 納税地及び納税義務</p> <p>第2節 支配関係及び完全支配関係</p> <p>第3節 連結納税に係る承認申請等</p> <p>第4節 事業年度及び連結事業年度</p> <p>第5節 連結同族会社</p> <p>第6節 組織再編成</p> <p>第7節 資本金等の額及び資本等取引</p> <p>第8節 連結利益積立金額</p> <p>第9節 仮決算における経理</p> <p><b>第2章 収益並びに費用及び損失の計算</b></p> <p>第1節 収益等の計上に関する通則</p> <p>第1款 棚卸資産の販売による収益</p> <p>第2款 請負による収益</p> <p>第3款 固定資産の譲渡等による収益</p> <p>第4款 短期売買商品の譲渡による損益</p> <p>第5款 有価証券の譲渡による損益</p> <p>第6款 利子、配当、使用料等に係る収益</p> <p>第7款 その他の収益等</p> <p>第2節 費用及び損失の計算に関する通則</p> <p>第1款 売上原価等</p> <p>第2款 販売費及び一般管理費等</p> <p>第3款 損失</p>	<p><b>第1章 総 則</b></p> <p>第1節 納税地及び納税義務</p> <p>第2節 支配関係及び完全支配関係</p> <p>第3節 連結納税に係る承認申請等</p> <p>第4節 事業年度及び連結事業年度</p> <p>第5節 連結同族会社</p> <p>第6節 組織再編成</p> <p>第7節 資本金等の額及び資本等取引</p> <p>第8節 連結利益積立金額</p> <p>第9節 仮決算における経理</p> <p><b>第2章 収益並びに費用及び損失の計算</b></p> <p>第1節 収益等の計上に関する通則</p> <p>第1款 棚卸資産の販売による収益</p> <p>第2款 請負による収益</p> <p>第3款 固定資産の譲渡等による収益</p> <p>第4款 短期売買商品の譲渡による損益</p> <p>第5款 有価証券の譲渡による損益</p> <p>第6款 利子、配当、使用料等に係る収益</p> <p>第7款 その他の収益等</p> <p>第2節 費用及び損失の計算に関する通則</p> <p>第1款 売上原価等</p> <p>第2款 販売費及び一般管理費等</p> <p>第3款 損失</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第3節 有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等</p> <p>第1款 有価証券の譲渡損益等</p> <p>第2款 有価証券の取得価額</p> <p>第3款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>第4款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の特例等</p> <p>第5款 有価証券の時価評価損益</p> <p>第6款 デリバティブ取引に係る損益等</p> <p>第7款 ヘッジ処理による損益</p> <p>第8款 短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>第9款 短期売買商品の時価評価損益</p> <p>第4節 収益及び費用の帰属時期の特例</p> <p>第1款 長期割賦販売等</p> <p>第2款 工事の請負</p> <p>第5節 割戻し</p> <p>第1款 売上割戻し</p> <p>第2款 仕入割戻し</p> <p>第6節 その他</p> <p><b>第3章 受取配当等</b></p> <p>第1節 受取配当等の金額</p> <p>第2節 負債の利子の計算</p> <p>第1款 支払利子</p> <p>第2款 控除する負債の利子の計算</p> <p>第3節 外国子会社から受ける配当等</p>	<p>第3節 有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等</p> <p>第1款 有価証券の譲渡損益等</p> <p>第2款 有価証券の取得価額</p> <p>第3款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>第4款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の特例等</p> <p>第5款 有価証券の時価評価損益</p> <p>第6款 デリバティブ取引に係る損益等</p> <p>第7款 ヘッジ処理による損益</p> <p>第8款 短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>第9款 短期売買商品の時価評価損益</p> <p>第4節 収益及び費用の帰属時期の特例</p> <p>第1款 長期割賦販売等</p> <p>第2款 工事の請負</p> <p>第5節 割戻し</p> <p>第1款 売上割戻し</p> <p>第2款 仕入割戻し</p> <p>第6節 その他</p> <p><b>第3章 受取配当等</b></p> <p>第1節 受取配当等の金額</p> <p>第2節 負債の利子の計算</p> <p>第1款 支払利子</p> <p>第2款 控除する負債の利子の計算</p> <p>第3節 外国子会社から受ける配当等</p>

改 正 後	改 正 前
<p><b>第4章 その他の益金等</b></p> <p>第1節 資産の評価益</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 有価証券の評価益</p> <p>第3款 固定資産の評価益</p> <p>第4款 その他</p> <p>第2節 受贈益</p> <p>第1款 広告宣伝用資産等の受贈益</p> <p>第2款 未払給与の免除益</p> <p>第3款 完全支配関係がある法人間の受贈益</p> <p><b>第5章 棚卸資産の評価</b></p> <p>第1節 棚卸資産の取得価額</p> <p>第1款 購入した棚卸資産</p> <p>第2款 製造等に係る棚卸資産</p> <p>第2節 棚卸資産の評価の方法</p> <p>第1款 原価法</p> <p>第2款 低価法</p> <p>第3款 評価の方法の選定及び変更</p> <p>第3節 原価差額の調整</p> <p>第4節 棚卸しの手続</p> <p><b>第6章 減価償却資産の償却等</b></p> <p>第1節 減価償却資産の範囲</p> <p>第1款 減価償却資産</p>	<p><b>第4章 その他の益金等</b></p> <p>第1節 資産の評価益</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 有価証券の評価益</p> <p>第3款 固定資産の評価益</p> <p>第4款 その他</p> <p>第2節 受贈益</p> <p>第1款 広告宣伝用資産等の受贈益</p> <p>第2款 未払給与の免除益</p> <p>第3款 完全支配関係がある法人間の受贈益</p> <p><b>第5章 棚卸資産の評価</b></p> <p>第1節 棚卸資産の取得価額</p> <p>第1款 購入した棚卸資産</p> <p>第2款 製造等に係る棚卸資産</p> <p>第2節 棚卸資産の評価の方法</p> <p>第1款 原価法</p> <p>第2款 低価法</p> <p>第3款 評価の方法の選定及び変更</p> <p>第3節 原価差額の調整</p> <p>第4節 棚卸しの手続</p> <p><b>第6章 減価償却資産の償却等</b></p> <p>第1節 減価償却資産の範囲</p> <p>第1款 減価償却資産</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第2款 少額の減価償却資産等</p> <p>第2節 減価償却の方法</p> <p>第3節 固定資産の取得価額等</p> <p>第1款 固定資産の取得価額</p> <p>第2款 耐用年数の短縮</p> <p>第4節 償却限度額等</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 償却方法を変更した場合の償却限度額</p> <p>第3款 増加償却</p> <p><u>第4款</u> 償却累積額による償却限度額の特例の適用を受ける資産</p> <p>第5節 償却費の損金経理</p> <p>第6節 特殊な資産についての償却計算</p> <p>第1款 鉱業用減価償却資産の償却</p> <p>第2款 取替資産についての償却</p> <p>第3款 特別な償却率を適用する資産の償却</p> <p>第4款 生物の償却</p> <p>第6節の2 リース資産の償却等</p> <p>第1款 所有権移転外リース取引に該当しないリース取引の意義</p> <p>第2款 賃借人の処理</p> <p>第3款 賃貸人の処理</p> <p>第4款 その他</p> <p>第7節 除却損失等</p> <p>第1款 除却損失等の損金算入</p> <p>第2款 総合償却資産の除却価額等</p>	<p>第2款 少額の減価償却資産等</p> <p>第2節 減価償却の方法</p> <p>第3節 固定資産の取得価額等</p> <p>第1款 固定資産の取得価額</p> <p>第2款 耐用年数の短縮</p> <p>第4節 償却限度額等</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 償却方法を変更した場合の償却限度額</p> <p>第3款 増加償却</p> <p><u>第4款</u> 陳腐化償却</p> <p><u>第5款</u> 償却累積額による償却限度額の特例の適用を受ける資産</p> <p>第5節 償却費の損金経理</p> <p>第6節 特殊な資産についての償却計算</p> <p>第1款 鉱業用減価償却資産の償却</p> <p>第2款 取替資産についての償却</p> <p>第3款 特別な償却率を適用する資産の償却</p> <p>第4款 生物の償却</p> <p>第6節の2 リース資産の償却等</p> <p>第1款 所有権移転外リース取引に該当しないリース取引の意義</p> <p>第2款 賃借人の処理</p> <p>第3款 賃貸人の処理</p> <p>第4款 その他</p> <p>第7節 除却損失等</p> <p>第1款 除却損失等の損金算入</p> <p>第2款 総合償却資産の除却価額等</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第3款 個別償却資産の除却価額等</p> <p>第8節 資本的支出と修繕費</p> <p>第9節 劣化資産</p> <p><b>第7章 繰延資産の償却</b></p> <p>第1節 繰延資産の意義及び範囲等</p> <p>第2節 繰延資産の償却期間</p> <p>第3節 償却費の計算</p> <p><b>第8章 その他の損金</b></p> <p>第1節 資産の評価損</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 棚卸資産の評価損</p> <p>第3款 有価証券の評価損</p> <p>第4款 固定資産の評価損</p> <p>第2節 役員給与等</p> <p>第1款 役員等の範囲</p> <p>第2款 経済的な利益の供与</p> <p>第3款 定期同額給与</p> <p>第4款 事前確定届出給与</p> <p>第5款 損金の額に算入される利益連動給与</p> <p>第6款 過大な役員給与の額</p> <p>第7款 退職給与</p> <p>第8款 使用人給与</p> <p>第9款 転籍、出向者に対する給与等</p>	<p>第3款 個別償却資産の除却価額等</p> <p>第8節 資本的支出と修繕費</p> <p>第9節 劣化資産</p> <p><b>第7章 繰延資産の償却</b></p> <p>第1節 繰延資産の意義及び範囲等</p> <p>第2節 繰延資産の償却期間</p> <p>第3節 償却費の計算</p> <p><b>第8章 その他の損金</b></p> <p>第1節 資産の評価損</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 棚卸資産の評価損</p> <p>第3款 有価証券の評価損</p> <p>第4款 固定資産の評価損</p> <p>第2節 役員給与等</p> <p>第1款 役員等の範囲</p> <p>第2款 経済的な利益の供与</p> <p>第3款 定期同額給与</p> <p>第4款 事前確定届出給与</p> <p>第5款 損金の額に算入される利益連動給与</p> <p>第6款 過大な役員給与の額</p> <p>第7款 退職給与</p> <p>第8款 使用人給与</p> <p>第9款 転籍、出向者に対する給与等</p>

改 正 後	改 正 前
第 10 款 新株予約権を対価とする費用等	第 10 款 新株予約権を対価とする費用等
第 11 款 株式譲渡請求権に係る自己株式の譲渡	第 11 款 株式譲渡請求権に係る自己株式の譲渡
第 3 節 保険料等	第 3 節 保険料等
第 4 節 寄附金	第 4 節 寄附金
第 1 款 寄附金の範囲等	第 1 款 寄附金の範囲等
第 2 款 完全支配関係がある法人間の寄附金	第 2 款 完全支配関係がある法人間の寄附金
第 3 款 国等に対する寄附金	第 3 款 国等に対する寄附金
第 4 款 被災者に対する義援金等	第 4 款 被災者に対する義援金等
第 5 款 その他	第 5 款 その他
第 5 節 租税公課等	第 5 節 租税公課等
第 1 款 租税	第 1 款 租税
第 2 款 外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等	第 2 款 外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等
第 3 款 第二次納税義務による納付税額	第 3 款 第二次納税義務による納付税額
第 4 款 賦課金、納付金等	第 4 款 賦課金、納付金等
第 5 款 罰料金	第 5 款 罰料金
第 6 節 貸倒損失	第 6 節 貸倒損失
第 1 款 金銭債権の貸倒れ	第 1 款 金銭債権の貸倒れ
第 2 款 返品債権特別勘定	第 2 款 返品債権特別勘定
第 7 節 負担金	第 7 節 負担金
第 8 節 その他の経費	第 8 節 その他の経費
第 1 款 商品等の販売に要する景品等の費用	第 1 款 商品等の販売に要する景品等の費用
第 2 款 海外渡航費	第 2 款 海外渡航費
第 3 款 会費及び入会金等の費用	第 3 款 会費及び入会金等の費用
第 4 款 その他	第 4 款 その他

改 正 後	改 正 前
<p><b>第9章 圧縮記帳</b></p> <p>第1節 圧縮記帳の通則</p> <p>第2節 国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第3節 工事負担金で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第4節 非出資組合が賦課金で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第5節 保険金等で取得した資産等の圧縮記帳</p> <p>第6節 交換により取得した資産の圧縮記帳</p> <p><b>第10章 引当金</b></p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 貸倒引当金</p> <p style="padding-left: 2em;">第1款 通則</p> <p style="padding-left: 2em;">第2款 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金</p> <p style="padding-left: 2em;">第3款 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金</p> <p>第3節 返品調整引当金</p> <p><b>第11章 繰越連結欠損金</b></p> <p>第1節 連結事業年度の連結欠損金</p> <p>第2節 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金</p> <p><b>第12章 組織再編成に係る連結所得の金額の計算</b></p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 特定資産に係る譲渡等損失額</p> <p>第3節 非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の時価評価損益</p>	<p><b>第9章 圧縮記帳</b></p> <p>第1節 圧縮記帳の通則</p> <p>第2節 国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第3節 工事負担金で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第4節 非出資組合が賦課金で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第5節 保険金等で取得した資産等の圧縮記帳</p> <p>第6節 交換により取得した資産の圧縮記帳</p> <p><b>第10章 引当金</b></p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 貸倒引当金</p> <p style="padding-left: 2em;">第1款 通則</p> <p style="padding-left: 2em;">第2款 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金</p> <p style="padding-left: 2em;">第3款 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金</p> <p>第3節 返品調整引当金</p> <p><b>第11章 繰越連結欠損金</b></p> <p>第1節 連結事業年度の連結欠損金</p> <p>第2節 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金</p> <p><b>第12章 組織再編成に係る連結所得の金額の計算</b></p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 特定資産に係る譲渡等損失額</p> <p>第3節 非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の時価評価損益</p>



改 正 後	改 正 前
<p><b>第 13 章 連結納税への加入等に伴う連結所得の金額の計算</b></p> <p>第 1 節 時価評価法人</p> <p>第 2 節 連結納税への加入等に伴う資産の時価評価損益</p> <p>第 3 節 連結納税への加入等に伴う譲渡損益調整額等に係る収益及び費用の処理</p> <p><b>第 14 章 完全支配関係がある法人の間の取引の損益</b></p> <p>第 1 節 通則</p> <p>第 2 節 譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整</p> <p>第 3 節 譲渡損益調整額の戻入れ</p> <p><b>第 15 章 リース取引</b></p> <p>第 1 節 リース取引の意義</p> <p>第 2 節 金銭の貸借とされるリース取引</p> <p>第 1 款 金銭の貸借とされるリース取引の判定</p> <p>第 2 款 譲渡人の処理</p> <p>第 3 款 譲受人の処理</p> <p><b>第 15 章の 2 法人課税信託に係る連結所得の金額の計算等</b></p> <p>第 1 節 通則</p> <p>第 2 節 法人課税信託に係る連結所得の金額の計算</p> <p><b>第 16 章 借地権の設定等に伴う連結所得の金額の計算</b></p> <p><b>第 17 章 外貨建取引の換算等</b></p>	<p><b>第 13 章 連結納税への加入等に伴う連結所得の金額の計算</b></p> <p>第 1 節 時価評価法人</p> <p>第 2 節 連結納税への加入等に伴う資産の時価評価損益</p> <p>第 3 節 連結納税への加入等に伴う譲渡損益調整額等に係る収益及び費用の処理</p> <p><b>第 14 章 完全支配関係がある法人の間の取引の損益</b></p> <p>第 1 節 通則</p> <p>第 2 節 譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整</p> <p>第 3 節 譲渡損益調整額の戻入れ</p> <p><b>第 15 章 リース取引</b></p> <p>第 1 節 リース取引の意義</p> <p>第 2 節 金銭の貸借とされるリース取引</p> <p>第 1 款 金銭の貸借とされるリース取引の判定</p> <p>第 2 款 譲渡人の処理</p> <p>第 3 款 譲受人の処理</p> <p><b>第 15 章の 2 法人課税信託に係る連結所得の金額の計算等</b></p> <p>第 1 節 通則</p> <p>第 2 節 法人課税信託に係る連結所得の金額の計算</p> <p><b>第 16 章 借地権の設定等に伴う連結所得の金額の計算</b></p> <p><b>第 17 章 外貨建取引の換算等</b></p>

改 正 後	改 正 前
<p>第1節 外貨建取引に係る会計処理等</p> <p>第2節 外貨建資産等の換算等</p> <p><b>第18章 特殊な損益の計算</b></p> <p>第1節 特殊な団体の損益</p> <p style="padding-left: 2em;">第1款 組合事業による損益</p> <p style="padding-left: 2em;">第2款 従業員団体の損益</p> <p>第2節 協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金</p> <p style="padding-left: 2em;">第1款 事業分量配当等</p> <p style="padding-left: 2em;">第2款 特別の賦課金</p> <p>第3節 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益</p> <p style="padding-left: 2em;">第1款 更生会社等の損益等</p> <p style="padding-left: 2em;">第2款 債権者等の損益</p> <p>第4節 受益者等課税信託による損益</p> <p><b>第19章 税額の計算</b></p> <p>第1節 連結特定同族会社の特別税率</p> <p style="padding-left: 2em;">第1款 特別税率の適用を受ける連結特定同族会社の範囲</p> <p style="padding-left: 2em;">第2款 連結留保金額の計算</p> <p>第2節 所得税額の控除</p> <p>第3節 外国税額の控除</p> <p style="padding-left: 2em;">第1款 通則</p> <p style="padding-left: 2em;">第2款 外国法人税の控除</p> <p style="padding-left: 2em;">第3款 その他</p> <p>第4節 連結所得金額の端数計算</p>	<p>第1節 外貨建取引に係る会計処理等</p> <p>第2節 外貨建資産等の換算等</p> <p><b>第18章 特殊な損益の計算</b></p> <p>第1節 特殊な団体の損益</p> <p style="padding-left: 2em;">第1款 組合事業による損益</p> <p style="padding-left: 2em;">第2款 従業員団体の損益</p> <p>第2節 協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金</p> <p style="padding-left: 2em;">第1款 事業分量配当等</p> <p style="padding-left: 2em;">第2款 特別の賦課金</p> <p>第3節 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益</p> <p style="padding-left: 2em;">第1款 更生会社等の損益等</p> <p style="padding-left: 2em;">第2款 債権者等の損益</p> <p>第4節 受益者等課税信託による損益</p> <p><b>第19章 税額の計算</b></p> <p>第1節 連結特定同族会社の特別税率</p> <p style="padding-left: 2em;">第1款 特別税率の適用を受ける連結特定同族会社の範囲</p> <p style="padding-left: 2em;">第2款 連結留保金額の計算</p> <p>第2節 所得税額の控除</p> <p>第3節 外国税額の控除</p> <p style="padding-left: 2em;">第1款 通則</p> <p style="padding-left: 2em;">第2款 外国法人税の控除</p> <p style="padding-left: 2em;">第3款 その他</p> <p>第4節 連結所得金額の端数計算</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 5 節 中小企業者等である連結法人の軽減税率</p> <p>第 20 章 申告、納付及び還付</p> <p>第 1 節 申告及び納付</p> <p>第 2 節 還付</p> <p>経過的处理</p>	<p>第 5 節 中小企業者等である連結法人の軽減税率</p> <p>第 20 章 申告、納付及び還付</p> <p>第 1 節 申告及び納付</p> <p>第 2 節 還付</p> <p>経過的处理</p>

### 三 連結納税に係る承認申請等

改 正 後	改 正 前
<p>(承認取消後 5 年経過前に連結子法人となる法人)</p> <p>1 - 3 - 5 .....</p> <p>..... <u>1 - 2 - 7</u> .....</p>	<p>(承認取消後 5 年経過前に連結子法人となる法人)</p> <p>1 - 3 - 5 .....</p> <p>..... <u>1 - 2 - 8</u> .....</p>

### 四 資本金等の額及び資本等取引

改 正 後	改 正 前
<p>(募集株式の買取引受けに係る株式払込剰余金)</p> <p>1 - 7 - 6 .....</p> <p>..... <u>募集株式</u> .....</p>	<p>(募集株式の買取引受けに係る株式払込剰余金)</p> <p>1 - 7 - 6 .....</p> <p>..... <u>募集新株</u> .....</p>

五 収益等の計上に関する通則

改 正 後	改 正 前
<p>(固定資産を譲渡担保に供した場合)</p> <p>2-1-18 .....            .....<u>全て</u>.....            (1) .....            (2) .....            (注) .....</p> <p>(債権の取得差額に係る調整差損益の計上)</p> <p>2-1-37 .....            .....            (注) 1 .....<u>全て</u>.....            2 .....            3 .....            4 .....</p> <p>(将来の逸失利益等の補填に充てるための補償金等の帰属の時期)</p> <p>2-1-43 .....            .....<u>補填</u>.....</p> <p>(法令に基づき交付を受ける給付金等の帰属の時期)</p> <p>2-1-45 .....<u>補填</u>.....            (注) .....</p> <p>(損害賠償金等の帰属の時期)</p>	<p>(固定資産を譲渡担保に供した場合)</p> <p>2-1-18 .....            .....<u>すべて</u>.....            (1) .....            (2) .....            (注) .....</p> <p>(債権の取得差額に係る調整差損益の計上)</p> <p>2-1-37 .....            .....            (注) 1 .....<u>すべて</u>.....            2 .....            3 .....            4 .....</p> <p>(将来の逸失利益等の補てんに充てるための補償金等の帰属の時期)</p> <p>2-1-43 .....            .....<u>補てん</u>.....</p> <p>(法令に基づき交付を受ける給付金等の帰属の時期)</p> <p>2-1-45 .....<u>補てん</u>.....            (注) .....</p> <p>(損害賠償金等の帰属の時期)</p>

改 正 後	改 正 前
2-1-46 ..... (注) ..... ..... <u>補填</u> .....  (金融資産の消滅を認識する権利支配移転の範囲) 2-1-47 ..... ..... <u>全て</u> ..... (1) ..... (2) ..... (注) .....	2-1-46 ..... (注) ..... ..... <u>補てん</u> .....  (金融資産の消滅を認識する権利支配移転の範囲) 2-1-47 ..... ..... <u>すべて</u> ..... (1) ..... (2) ..... (注) .....

六 費用及び損失の計算に関する通則

改 正 後	改 正 前
(請負収益に対応する原価の額) 2-2-5 ..... ..... <u>全て</u> ..... (注) .....  (未成工事支出金勘定から控除する仮設材料の価額) 2-2-6 ..... (1) ..... (2) ..... (3) .....	(請負収益に対応する原価の額) 2-2-5 ..... ..... <u>すべて</u> ..... (注) .....  (未成工事支出金勘定から控除する仮設材料の価額) 2-2-6 ..... (1) ..... (2) ..... (3) .....

改 正 後	改 正 前
(借) ..... <u>全て</u> .....  (債務の確定の判定) 2-2-12 ..... ..... <u>全て</u> ..... (1) ..... (2) ..... (3) .....  (損害賠償金) 2-2-13 ..... ..... <u>補填</u> ..... (借) .....	(借) ..... <u>すべて</u> .....  (債務の確定の判定) 2-2-12 ..... ..... <u>すべて</u> ..... (1) ..... (2) ..... (3) .....  (損害賠償金) 2-2-13 ..... ..... <u>補てん</u> ..... (借) .....

七 有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	
(債権の現物出資により取得した株式の取得価額) 2-3-14 .....  <u>第3款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</u>	<u>第3款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</u>  (債権の現物出資により取得した株式の取得価額) 2-3-14 .....  (新 設)

改 正 後	改 正 前
<p>(棚卸資産の評価方法の選定に係る取扱いの準用)</p> <p>2-3-19 .....  .....適用)に係る.....</p> <p>(その他のデリバティブ取引の範囲)</p> <p>2-3-31 .....  .....全て.....</p> <p>(1) .....  (2) .....  (3) .....  (注) 1 .....  2 .....  3 .....全て.....</p> <p>(組込デリバティブ取引の区分の方法)</p> <p>2-3-39 .....  .....全て.....</p> <p>(1) .....  (2) .....  (3) .....  (注) .....</p> <p>(有効性判定の数値が異常値と認められる場合の取扱い)</p> <p>2-3-46 .....  (注) .....全て.....</p>	<p>(棚卸資産の評価方法の選定に係る取扱いの準用)</p> <p>2-3-19 .....  .....準用)により読み替えて準用される.....</p> <p>(その他のデリバティブ取引の範囲)</p> <p>2-3-31 .....  .....すべて.....</p> <p>(1) .....  (2) .....  (3) .....  (注) 1 .....  2 .....  3 .....すべて.....</p> <p>(組込デリバティブ取引の区分の方法)</p> <p>2-3-39 .....  .....すべて.....</p> <p>(1) .....  (2) .....  (3) .....  (注) .....</p> <p>(有効性判定の数値が異常値と認められる場合の取扱い)</p> <p>2-3-46 .....  (注) .....すべて.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(履行確定取引及び履行予定取引の意義)</p> <p>2-3-50 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>.....<u>全て</u>.....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>.....<u>全て</u>.....</p> <p>イ .....</p> <p>ロ .....</p> <p>ハ .....</p>	<p>(履行確定取引及び履行予定取引の意義)</p> <p>2-3-50 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>.....<u>すべて</u>.....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>.....<u>すべて</u>.....</p> <p>イ .....</p> <p>ロ .....</p> <p>ハ .....</p>

#### 八 収益及び費用の帰属時期の特例

改 正 後	改 正 前
<p>(長期大規模工事に該当しないこととなった場合の取扱い)</p> <p>2-4-16 .....</p> <p>.....<u>遡って</u>.....</p> <p>(外貨建工事の工事進行基準の計算)</p> <p>2-4-22 .....</p> <p>.....<u>全て</u>.....<u>全て</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(注) .....</p>	<p>(長期大規模工事に該当しないこととなった場合の取扱い)</p> <p>2-4-16 .....</p> <p>.....<u>さかのぼって</u>.....</p> <p>(外貨建工事の工事進行基準の計算)</p> <p>2-4-22 .....</p> <p>.....<u>すべて</u>.....<u>すべて</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(注) .....</p>



九 受取配当等の金額

改 正 後	改 正 前
(保有期間が6月に満たない関係法人株式等に係る配当等)	(保有期間が6月に満たない関係法人株式等に係る配当等)
3-1-10 .....	3-1-10 .....
..... <u>全て</u> .....	..... <u>すべて</u> .....

十 負債の利子の計算

改 正 後	改 正 前
(支払利子の範囲)	(支払利子の範囲)
3-2-1 .....	3-2-1 .....
(1) .....	(1) .....
(2) .....	(2) .....
(3) .....	(3) .....
(4) ..... <u>給付補填備金繰入額</u> ( <u>給付補填備金繰入額</u> ).....	(4) ..... <u>給付補てん備金繰入額</u> ( <u>給付補てん備金繰入額</u> ).....
(5) .....	(5) .....
(6) .....	(6) .....
(7) .....	(7) .....
(あん分計算の基礎となる株式等の範囲)	(あん分計算の基礎となる株式等の範囲)
3-2-10 .....	3-2-10 .....
..... <u>全て</u> .....	..... <u>すべて</u> .....

十一 棚卸資産の取得価額

改 正 後	改 正 前
(購入した棚卸資産の取得価額)	(購入した棚卸資産の取得価額)
5 - 1 - 1 .....	5 - 1 - 1 .....
..... <u>全て</u> .....	..... <u>すべて</u> .....
(1) .....	(1) .....
(2) .....	(2) .....
(3) .....	(3) .....
(注) 1 .....	(注) 1 .....
2 .....	2 .....
(製造原価に算入しないことができる費用)	(製造原価に算入しないことができる費用)
5 - 1 - 5 .....	5 - 1 - 5 .....
(1) .....	(1) .....
(2) .....	(2) .....
(3) 措置法に定める特別償却の規定の適用を受ける資産の償却費の額のうち特別償却限度額に係る部分の金額	(3) 措置法に定める特別償却の規定の適用を受ける資産の償却費の額のうち特別償却限度額に係る部分の金額及び令第60条の2《 <u>陳腐化した減価償却資産の償却限度額の特例</u> 》の規定による陳腐化資産の償却費の額のうち陳腐化による償却費の額
(4) .....	(4) .....
(5) .....	(5) .....
(6) .....	(6) .....
(7) .....	(7) .....
(8) .....	(8) .....
(9) .....	(9) .....
(10) .....	(10) .....

改 正 後	改 正 前
(1) ..... (12) ..... (13) .....  (法令に基づき交付を受ける給付金等の額の製造原価からの控除) 5-1-7 ..... <u>補填</u> .....	(1) ..... (12) ..... (13) .....  (法令に基づき交付を受ける給付金等の額の製造原価からの控除) 5-1-7 ..... <u>補てん</u> .....

## 十二 棚卸資産の評価の方法

改 正 後	改 正 前
(低価法における低価の事実の判定の単位) 5-2-11 ..... .....これを認める。  (評価方法の変更申請があった場合の「相当期間」) 5-2-15 <u>一旦</u> ..... <u>適用</u> ) <u>に係る</u> .....  (注) .....	(低価法における低価の事実の判定の単位) 5-2-11 ..... .....これを認める。 <u>ただし、令第28条第2項(切放し低価法)の規定を適用している棚卸資産については、一括して計算することはできないものとする。</u>  (評価方法の変更申請があった場合の「相当期間」) 5-2-15 <u>いったん</u> ..... <u>準用</u> ) <u>の規定により読み替えて準用される</u> ..... (注) .....